

K940 薬剤

K940 薬剤

薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号）

告示	通知
注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。	
注2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。	